

平成26年度 第1回景観審議会 発言要旨

- 委員 まず初めに確認しておきたい。選考基準の観点として4点あり、旭川市景観賞の選考は4点以内ということになっているが、選考基準の観点ごとに1つずつ選んでいって4点にするというイメージを予め持つ必要があるのか。
- 事務局 必ずしもそれぞれの観点に対して1点ずつということではなくていい。景観づくりのいろいろな考え方をそれぞれの観点に入れているので、できればバランスのいいものを選んでいただけるといいのではないかと思う。
- 委員 もう1点確認しておきたい。10年ぶりに景観賞の候補を募る訳だから、この10年の間に新しく創出された様々な「もの」や出来事を主に評価することになると思う。この間に変化のあった旭川の都市景観には、例えば、旭川駅周辺の「北彩都あさひかわ」開発事業などがある。したがって「北彩都あさひかわ」関連の応募や推薦も大いに考えられるが、仮に、選考対象の中にこの審議会の委員が関わったものがある場合、選考にどのように関わればいいのか。公正を期すために審査から外れる必要があるのか？
- 事務局 確かに今回この審議会の委員になっている皆さんは、仕事や役職上、あるいは別の審議会委員等でまちづくりに関わる機会の多い方であることは承知している。そういう意味ではご質問の委員だけでなく、すべての委員の方に関わる問題だと思う。
- ただ、選考に当たってはあくまで公平な目で審査していただけたらと思っており、そういう見識のある方と考えると委員の就任をお願いしているので、少なくとも今の時点では、ご質問のような場合でも、審査を外れていただくことは考えていない。
- 委員 もちろん選考する立場になった以上、公平公正に見たいという気持ちはあるが、よくある問題なので確認した。複数の委員が選考に当たることでもあり、結果的に何らかの形で委員の関わったものが受賞したとしても、それを「お手盛り」と見られないよう、市民にも納得のゆく結論を出したい。審査の段階で様々な立場の方から意見が出され、その結果として決まるものだから、その辺は割り切らざるをえないことかと思う。
- 事務局 審査の最終的な結論の出し方についてはもう少し論議をする必要があると思うが、例えば、最高点と最低点を除外して合計点を出すとか、公平性を保つよう

な集計、
審査の
方法も
考えら
れるの
で、そ
の辺は
今後検
討した
い。
委員

委員

事務局

委員

事務局

事務局

委員

事務局

委員

事務局

委員

事務局

例えばある候補対象に対し、多くの方が推薦を寄せるといふことありうる。ある対象に対して推薦が何点あったかというように、ことも選考時の資料として出ることか。

1次選考の資料をお渡しするとき、そういう集計内容についても

一緒にお渡しする。

以前の景観賞選考の際、一般市民の意向が受賞の決定に関与したことがなかったか。

第5回景観賞のときに、2次選考の候補になっているものについて、途中の段階でパネル展を実施した。その際、市民に投票をしてもらい、その結果を、最終選考の参考にしたという経緯があるが、今回は特に市民投票といったことは考えていない。

もしイベントなどが2次審査に残った場合、現地調査はできないと思うが、そういう場合はどうするのか。

イベントに限らず、ものによっては時期がずれて実際に見られないものもあると思う。そういうものに関しては、写真などの資料を揃えて評価していただく。

最初に応募する段階では、添付できる写真は1枚だけか？

郵送や持参の場合には3点まで写真が付けられるようにしたい。ウェブによる簡易申請フォームは添付ファイルが1個しかつけられないので基本的には1点とし、もし複数出したいという方がいたら何回かに分けて送ってもらうということに対応しようと考えている。

2次選考に残った場合、追加資料が出せるのか？

お願いする場合もあると思う。

応募者には応募に対する特典のようなものがあるのか？

今回、そのようなことは特に考えていない。

- 委員 こういう事業を行う以上，できるだけ多くの応募があることが望ましい。そのためには多くの一般市民に事業に対する関心を持ってもらう必要がある。事業のPRや周知方法は様々あると思うが，多くの方に知ってもらうための工夫をすべきだ。
- 事務局 周知・広報に関しては，インターネットの利用やマスメディアへの協力依頼，また，募集期間中，市内の7，8カ所を目処に公民館や支所で，過去の景観賞や今回の募集に関する内容の巡回パネル展を実施することも考えている。
- 委員 規定で，過去に景観賞を受賞したものは，今回は応募できないことになっているので，応募者に，まず，過去の受賞作を知ってもらう必要がある。
- 事務局 その意味でも広報活動が大切だと考えている。
- 委員 今回，直接的には表彰そのものが事業の内容だが，一方，事業を通じて良好な景観がもつ意義を多くの市民に認識してもらうことにも期待したい。日常生活の中で「まちが美しくなった」と実感できるようになること，どうしたら更に美しくできるかを考える契機にすることが事業の本当の狙いだと思う。募集に関しては，建築やデザインの業界団体などにも積極的に働きかけるといい。
- 委員 観光ボランティアの団体として，旭川の冬まつりと夏まつりの後，清掃のボランティアをしている。選考基準の中に「貢献度」という項目があるが，そういう活動を，貢献と解釈していいのだろうか。
- 事務局 募集対象の中に美化清掃活動が入っているし，継続してやっているということなら募集対象になると思う。
- 委員 基準の4項目には「もの」だけではなくて，「取組み」も謳われているので，そういう意味で募集対象はできるだけ広く解釈したほうがいいのか。それをどう評価するかは協議になるかとは思いますが。
- 委員 景観というと目に見えるものと一般には考えがちだが，行動や貢献という，あまり目に触れられない，形に残らないことも，景観の要素に含まれることを考えてもらう意味はあるという気がするのだが。

- 委員 過去の景観賞でそういう取組みが受賞した例はないか。
- 委員 奨励賞としてはフラワーロードの受賞があるし、第5回でいうと、イベントとして永山の祭りもあった。ただ、景観賞というのはやはり景観の賞だと私は思っている。つまり、街を歩いていて「ああ、いいところだな」と思える景観が主になっていなければいけないのではないか。単にイベントだけだと観光協会の賞になりかねないと思う。活動について何かの賞をあげたいと思うこともあるが、その場合、良い景観の継続や維持についての貢献があるかどうかが大切で、あるとすれば大いに評価すべきだと思う。バランスシートとしては、景観という言葉がまちづくりのキーワードであることに目を向けながら、その中でこういった活動が部分として入ることはいいことなのだろう。ただ、お祭りがメインとなってしまうと、たとえば「食ベマルシェ」の風景や「さんろくまつり」で神輿担いでいるのが景観賞となるのはどうなのか、と私は思う。つまり私のイメージとしては、景観賞はまちづくりの固定的な風景として現れるものを一番正面に据えたい。イベント自体はその中に取り込んで検討していったらいいと思う。
- 委員 例えば清掃活動などは、その結果として美しい街並みができる訳だから、どこかで固定的な景観と連動する。原因と結果みたいなものがある訳で、それをトータルで評価するということが必要なのではないだろうか。
- 委員 選考の過程で、最後は点数化されるけれども、単純に点数が高いからといって受賞に該当するということにはしたくない。
- 委員 あまり機械的に判断したくないという話だった。
- 委員 先ほども議論があったが、景観の維持活動や町内会の活動といったものには、具体的な「もの」に較べ、あまりインパクトがない。そういった対象は単純に点数づけをしてしまうと非常に不利になりかねない。その辺は選考の場で、皆さんと意見を出し合って総合的に評価したい。
- 委員 それでいいのではないか。あまり機械的に点数が上の方から受賞を決めてゆくということにはしたくない。協議の中で、当初、点数としては低かった物が浮上するという事も十分あり得る。当初の点数だけに縛られない評価をしたいと思う。
- 1次選考では委員が個々に15点以内で候補対象を選ぶということだが、その

後、だんだん絞っていく段階では、対象のどこを評価するのか意見を出し合うことで、自分の評価が変わっていく可能性も十分あり得る。そういう過程で最終的に賞が決められればいいと思う。

事務局 募集期間が6月2日～8月1日までとなっており、今後、この審議会は応募の受け付けまで開く予定がないので、今日決まったことを前提に募集活動に入ることになる。確認するが、添付する写真は必ずしもこの募集期間中に撮ったものでなくてもいいということ。ただ、応募する対象が現在は既にもないものも場合によってはありうるので、無制限に何年も前のものでもいいということでもない。また募集期間を6月2日～8月1日とすると、その期間に撮ったものしか応募できないと誤解を招く可能性があるので、そのあたりは募集するときに少し工夫をしたい。ここは事務局にお任せいただきたい。

委員 ちなみに、我々委員が何かについて自薦や他薦することはできるのか？

事務局 ルール上は除外されていない。審査の際も応募した方の名前は出さない。

委員 組織や団体で応募するのは問題ないか？

事務局 問題ない。

委員 極端な場合だが、例えば建物の推薦があったとして、これが何らの理由で期間中に取り壊しになったとか、会社が倒産して建物を撤去するといった事態になったらどう対処するのか。

事務局 2次審査が現地審査になるので、その段階で、建物の所有者には意向を聞こうと考えている。仮に「対象建物を取り壊すので辞退する」というようなことがあれば、実施要領に「受賞を辞退した場合、表彰の対象から除外する」という項目があるので、除外する可能性がある。取り壊すけれどもぜひ評価してほしいということであれば候補に残すかもしれないが、そういう場合は、取り壊す予定があるという情報を審議会にお伝えする。

委員 実際、受賞を辞退されるケースがないわけではない。まれなケースだが、迷惑がられることがあることも頭に入れておく必要がある。

- 委員 「名木100選」の中にある個人住宅の木が選定されたために、所有者が非常な迷惑を被ったという話を聞いたことがある。そういうことは無きにしも非ずだ。
- 委員 受賞者には勿論、表彰する側にとっても納得のゆく結果にしたい。今の話のようなこともないわけではないので。
- 委員 1次審査の資料はどんな形で渡されるのか。
- 事務局 応募があったもの全て、写真と応募理由をひとまとめにしたものをお送りする。
- 委員 例えば建物群のように、表彰対象の所有者が複数の場合はどうなるのか。ひとつの街区全体がいいという事例もたくさんある。そういった場合、表彰の対象は？
- 事務局 集団で景観を整えようとする場合は、地域で景観協定を結ぶとか、沿道の地域でルールを作るといったケースがほとんどで、それ以外で景観に関して具体的に意思形成されることはあまりない。地域や沿道で協定を結んでいる場合には、通常代表者がいるので、その代表者を通じて全体として表彰する方法もあるし、場合によっては、表彰の対象者を特定せずに、ある景観を顕彰する場合もあるかもしれない。今回はどちらかというとか創るとか残すとかいう行為に対するものだから、おそらく代表者がいると思う。
- 委員 例えば、ある地区で土地区画整理事業をして建築協定をかけたような場合、事業主体としての組合なり公共団体があるのだから、表彰対象は特定できると思う。
- 委員 表彰された対象なり景観は、どのような形で市民に情報提供されるのか。
- 事務局 受賞作が決定した後に、受賞作品集としてパンフレットを500部程度作成する予定である。まだ具体的に詰めてはいないが、それを関係部署や観光情報センターなどに置いてもらおうと考えている。
- 委員 500部では少ないと思うが。
- 委員 広報という点で他に工夫はできないか？

- 事務局 パンフレットや市のホームページに掲載すること、パネル展の形で市内のあちこちで見てもらえるようにすることの他、予算の関係でできるかどうか今ははっきり言えないが、次年度以降、受賞した場所を巡るバスツアーなども考えている。これまでのものも含め、多くの方に受賞した場所を知っていただく機会を増やしたい。
- 委員 過去の景観賞ではカラー刷りのパンフレットが作られていた。予算のこともあるのだろうが、500部では関係者くらいにしか行き渡らないのでは？
- 委員 こういう印刷物は多少部数を増やしても値段はあまり変わらないと思う。
- 事務局 その辺のことは、来年、印刷する段階までに検討したい。
- 委員 選考結果を新聞や雑誌その他のメディアに取り上げてもらえるよう、こちらから積極的にニュースソースを配信することも大事だ。

以上